産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和5年6月13日(火)

午前9時

場 所 第1委員会室

~審查内容~

- 1 議案第42号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の 特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について (商工)
- 2 所管事務調査 宇部市・山陽小野田市水道広域化の状況報告について
- 3 所管事務調査の委員派遣について
- 4 閉会中の継続調査事項について

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

1 制度概要

○企業が一定の付加価値額を超える投資を行う際に、地域未来投資促進法(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)の支援制度を活用することができる。

○支援措置

- ・ 法人税等の課税の特例 (国税)
- ・不動産取得税の課税免除(県税)
- ・固定資産税の課税免除(市税)※3年間
- ※課税免除に関して普通交付税での減収補填制度あり。減収額の3/4。
- ○支援を受けるには、企業が県に計画を提出し、認定を受け、その後、 国の確認を受ける必要がある。

2 条例改正の内容

- ○本市においては、固定資産税の課税免除ができるよう山陽小野田市 地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を定 めており、令和5年3月31日までに対象施設を設置した事業所を 対象としている。
- 〇この度、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布、令和5年4月1日から施行され、減収補填措置の適用期間が令和5年3月31日から令和7年3月31日まで延長となった。そのため、本市の条例もあわせて条例改正を行う。
- ○条例の3条中「促進区域内において、<u>令和5年3月31日までに</u>、 対象施設を設置した事業者」から、「促進区域内において、<u>令和7年</u> 3月31日までに、対象施設を設置した事業者」に改める。

取水の現状≪宇部市・山陽小野田市≫ 山陽小野田市産業建設委員会 令和5年(2023年)6月 山陽小野田市水道局 宇部丸山ダム 厚東川ダム 山陽小野田市第3水源 厚東川工業用水2期隧道 宇部丸山ダム水(取水) 三者共同管 4,500m³/日 薬 三者共同管名期隧道 厚 師 1期隧道字東川工業用-東 Ш 山陽小野田市第1水源 厚東川伏流水(取水) $7,200 \text{m}^3/$ 日 〈厚東水源地〉〉 水 水 《有帆ポンプ場》 宇部市第1水源 厚東川伏流水 末信水源地》 20,400m³/日 《末信接合井》 二者共同管2期隧道厚東川工業用-宇部市第2水源 広瀬浄水場 厚東川ダム水 50,000m³/日 処理能力 86,000m³/日 1系 24,000m³/日 宇部市第4水源 旧 2系 62,000m³/日 水 宇部丸山ダム水 新隧 隧 12,300m $^3/$ 日 原水 86,700m3/日 道 道 $(71,420 \text{m}^3/日)$ 第2水源 50,000m³/日 《広瀬取水堰》 第3水源 24,000m3/日 (9,120m³/日) 第4水源 12,700m³/日 中山浄水場 $(12.300 \text{m}^3/\Box)$ 宇部市第3水源 《中山分水槽》 処理能力 34,000m³/日 二者共同管 2期隧道 厚東川表流水 24,000m³/日 原水 38,400m3/日 宇部市第2水源 $(9,120 \text{m}^3/日)$ **新** 厚東川ダム水 旧 第1水源 20,400m³/日 高天原浄水場 隧 $18,000 \text{m}^3/$ 日 隧 第2水源 18,000m3/日 道 道 処理能力 32,400m³/日 水 山陽小野田市第2水源 ◯《平原分水槽》 原水 35,400m³/日 厚東川ダム水(受水) 《東須恵接合点》 上水 23,700m³/日 第1水源 7,200m³/日 (工水別途24,700m³/日) 第2水源 23,700m³/日 第3水源 4,500m³/日

◯ 《平原配水槽》

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
産業建設常任委員会	・商業及び工業に関すること。	
	・企業立地に関すること。	
	・労政に関すること。	
	・公共交通に関すること。	
	・農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。	
	・卸売市場に関すること。	
	・小型自動車競走事業に関すること。	
	・道路及び橋梁に関すること。	令和5年9月定
	・河川及び港湾に関すること。	例会前日まで継
	・都市計画に関すること。	続して閉会中調
	・駐車場事業に関すること。	査する。
	・都市開発に関すること。	
	・公園及び緑地に関すること。	
	・下水道及び農業集落排水に関すること。	
	・建築及び住宅に関すること。	
	・水道事業に関すること。	
	・新型コロナウイルス感染症に関すること	
	(産業建設常任委員会所管部分に限る。)。	